

あいち商店街まつり 2024 開催事業 実施委託業務仕様書

1 事業の概要

- (1) 催事名：「あいち商店街まつり 2024」
- (2) 日 時：2024 年 1 月 16 日（土曜日） 午前 10 時～午後 6 時
2024 年 1 月 17 日（日曜日） 午前 10 時～午後 6 時
- (3) 会 場：オアシス 21 銀河の広場
- (4) 主 催：あいち商店街まつり 2024 実行委員会

2 事業の目的

愛知県商店街振興組合連合会の創立 60 周年を記念して、愛知県地域の商店街の魅力の発信と夢のある商店街の未来像を創出することを目的とする。

3 イベントテーマ

過去から未来へ 夢のある商店街とともに

4 ターゲット及び目標集客数

- (1) メインターゲット：ファミリー層
- (2) 目標集客人数：150,000 人

4 委託事業実施期間

契約締結の日から 2025 年 2 月 28 日（金曜日）までとする。

5 委託業務内容

A 会場スペースでの催事の企画・実施

来場者の安全性、周遊性に最大限の配慮を行い、B で示すステージイベントの集客、収容を効果的に実施することを踏まえ、次の内容の出展を可能とする会場レイアウトを設計するとともに、「昭和」を基調に、過去（明治・大正・昭和）と未来（平成・令和）を体感できる会場装飾を工夫する。

- ① 愛知県内 21 支部の商店街による物販等の出展
県内各地の商店街（あるいは支部から推薦を受けた個店）が物販等を実施するためのスペース（21～25 ブース）を準備する。
- ② 協賛企業 PR コーナー
実行委員会が指定する協賛企業の PR のためのパネル製作・掲示等によるコーナーを設ける。このコーナーとは別に、会場のぼり、ボード等を制作し、協賛企業の PR を積極的に展開する。

- ③ 愛知県、愛知県商店街振興組合連合会及び名古屋市商店街振興組合連合会の PR コーナー
愛知県が制定した「事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例」の PR、愛商連及び名商連の発展の歴史等をパネルの制作・掲示により PR するコーナーを設ける。
- ④ 中日ドラゴンズ及び名古屋グランパスの PR コーナー
愛知県内の商店街の活性化に貢献する中日ドラゴンズ及び名古屋グランパスの PR コーナーを設ける。
- ⑤ 愛知万博 20 周年記念事業 PR コーナー
一般財団法人地球産業文化研究所が保有する資料等を活用して、愛知万博の思い出映像を制作・放映して来場者に提供するとともに、愛知県（政策企画局企画課愛知万博 20 周年記念事業推進室）が実施する愛知万博 20 周年記念事業の PR に協力する。
（今後の状況によっては大阪・関西万博の PR も行う可能性有り。実行委員会が指示する。）
- ⑥ スタートアップ PR コーナー
実行委員会が別に実施する「あいち商店街活性化アイデアコンテスト」における提案者（実行委員会が指定）の PR のためのパネル製作・掲示等を行うコーナーを設ける。
- ⑦ 尾張・三河地区の PR コーナー
名古屋市外の尾張・三河地区の名物、特産品、文化等の PR のためのコーナーを設ける。展示物等については、実行委員会の指示に従う。
- ⑧ 「懐かしの遊び」コーナー
「昭和」等に子供の間で流行った「遊び」を再現し、親子で楽しむことができるコーナーを設ける。
- ⑨ 能登半島復興支援コーナー
2024 年元日に発災した「能登半島地震」の被災地域の復興支援を目的として、被災地域の特産品等の物販を目的とするコーナーを設ける。（被災地域との調整は実行委員会が調整する。）
- ⑩ 夢のある商店街・大型店のための最新機器の展示
実行委員会が別に実施する接客ロボット、ドローン、自動運転車、メタバース等の展示もしくは実証試験が円滑かつ効果的に実施できるよう実行委員会に協力する。

B ステージイベント

- ① オープニングイベント
実行委員会は、2024 年 11 月 16 日（土）（時間未定）に愛知県知事等の VIP の参加を得て、開会式を執り行うことから、司会者、マイク等の必要な機材を準備する。
- ② 各種イベント
2024 年 11 月 16 日（土）及び 11 月 17 日（日）の 2 日間、会場ステージを利用して、昭和を基調とし、過去（明治・大正・昭和）と未来（平成・令和）を体感できる催しを実施する。（例：歌謡ショー、クイズ、将棋イベント、尾張万歳・三河万歳等の伝統芸能、明治以降のファッション 等）

C 広報戦略

目標来場者数を達成できるように、様々な広報手段（ポスター、チラシ、HP、SNS、新聞、テレビ、交通広告等）を活用して、愛知県内を中心にイベントの効果的な周知を図る。協賛企業の露出に格別の配慮をする。また広小路（名古屋駅から東新町まで）等にフラッグを掲げるなど会場周辺の盛り上げを工夫する。

D 会場の設営及び運営管理

- ① 本事業に関するすべてのオペレーションを行うこと。
- ② A で提案した内容を実施するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。
- ③ 当日は会場内にイベント責任者を配置し、運営管理や各種問合せ対応に当たること。
- ④ 国・県・市や各種業界団体が発出するガイドラインに準じた適切な感染症防止対策を行うこと。
- ⑤ 傷病者の発生に備え、救護対応ができる人員を配置すること。なお、AED（自動体外式除細動器）はオアシス21に備え付けのものが使用できる。
- ⑥ 警察・消防・保健所・土木事務所への届け出及び、それらの書類作成は実行委員会と協議の上、受託者が行うものとする。
- ⑦ 2024年11月14日～17日のオアシス21駐車場において、搬入・搬出のための人員配置及び、オペレーティングを行うこと。
- ⑧ 当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、各スタッフやあいち商店街まつり2024実行委員会事務局と情報共有を図ること。

E 報告書の作成

イベント終了後に事業の内容や来場者数、会場内の記録写真、制作物等を記録した報告書及び精算書を2025年1月31日までに作成、報告するとともに、実行委員会が指定する商店街・協賛企業・その他団体等に配布する。（300部程度）

F その他

- ① イベント開催に係るごみの収集処分を行うこと。
- ② イベント終了後は必ず原状復帰を行うこと。
- ③ 雨天実施とするが、警報が発令される等荒天の場合は順延または中止とする。
- ④ イベント開催中のリスクに備える保険（来場者用傷害保険など）へ加入すること。

6 委託金額

金 43,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内の企画提案を行うものとする。
※企画、運営、設営等に係る費用や賃借料、需用費等についてはすべて委託料に含む。

7 再委託等の制限

受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。もし業務の一部を第三者に委任又は、請け負わせようとするときは、あらかじめあいち商店街まつり2024実行委員会の承諾を得なければならない。

8 その他

- (1) 受託者決定後、協議の上、企画内容を変更することがある。
- (2) 運営に当たっては法令を遵守し、各種許認可等の必要な企画に関しては事前に必ず許認可を得ておくこと。
- (3) イベント実施に係る費用（備品借用費など）は、全て委託料に含むものとする。ただし、委託者側で一義的に負担すべきと判断される経費についてはその限りでない。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た個人情報並びに、その他情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (5) この契約により制作される成果物の著作権は以下に定めるところによる。成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は発注者であるあいち商店街まつり 2024 実行委員会に帰属するものとする。また、受託者は、あいち商店街まつり 2024 実行委員会の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条および 19 条を行使することができないものとする。
- (6) 著作人格権については、受託者に帰属するものとする。成果物を契約の範囲を超えて、加工・展開等する場合は、その都度了承をとる。
- (7) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (8) 当該イベントの実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が現状復帰を行うこと。
- (9) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により委託者、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (10) 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実施計画、工程表及び体制図を提出し、委託者の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。
- (11) 本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して 5 年間整備保管しておくこと。また、受託者は必要に応じて委託者からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。
- (12) 本仕様書及び実施要領等に定めのない事項は委託者と受託者の協議により決定する。